

デンマーク 第三国定住難民の受け入れ定住支援策

—ファヘ市⁽¹⁾の定住支援プログラム—

可 部 州 彦

1 はじめに

本稿は、公益財団法人笹川平和財団「難民受入政策の調査と提言」事業（2011年度～2013年度）の一環として2012年に行った北欧（スウェーデン・デンマーク・ノルウェー）調査の結果に加えて、2016～2017年に実施した文献調査をまとめたものである。難民問題は戦後最悪といわれるが、各国の対応は増大する中東などからの難民、移民の流入を抑制する傾向が強まっている。その一例として、デンマーク政府は2016年1月に庇護申請者の財産を政府が没収できる法律を可決した。更に同年8月に同政府は第三国定住難民の受け入れ一時停止を発表した。翌年1月にはアメリカ政府も120日間の全面的な難民受け入れを一時停止とした。国際政治に翻弄される難民問題だが有効な対策が打ち出せていない。本調査の目的は、恒久的解決策と言われる第三国定住に注目し、長期的視野に立った取り組みを実施している自治体の定住支援スキームを通じた第三国定住難民受入れとその実績への理解を深めることである。また2017年に9月に第8陣を迎えた日本政府の第三国定住事業を担う、自治体、企業、地域関係者がよりよい難民の受け入れを目指し議論する際の一助となる知見を得ることである。

2 難民と第三国定住制度

1951年の「難民の地位に関する条約」では、「人

種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。今日、難民とは、政治的な迫害のほか、武力紛争や人権侵害などを逃れるために国境を越えて他国に庇護を求めた人々を指すようになっている。第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることである。難民は移動先の第三国において、庇護あるいはその他の長期的な滞在許可を与えられる。UNHCR（国連難民高等弁務官室）は、1. 難民の本国への自発的な帰還、2. 難民を受け入れた庇護国への定住、3. 第三国への定住、を難民問題の解決策としている。第三国定住による難民の受入れは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。

3 現状

戦後最悪の難民問題といわれ、その数は6560万人にのぼる。UNHCRが2016年に第三国定住の枠組みで各国に16.24万人の難民受け入れを要請した。各国政府の統計資料によると世界で37カ国18.93万人の受け入れが達成された。UNHCRの発表（2017年6月）によるとシリア難民が全体の55%で550万人、次にアフガニス

タンが250万人、南スーダンが140万人となっている⁽²⁾。

(1) デンマークにおける難民の受け入れとその実績

デンマーク政府は、1979年に第三国定住難民の受け入れを開始した。UNHCRとともに、当時の難民危機を解決しようとする国際貢献がきっかけであった。その後1983年には外国人法のなかに特別項を設置し、受け入れ環境を整えた。デンマークの第三国定住事業は、議会によって毎年予算が承認され、受け入れ枠数が決定される。1983年には、毎年500名の固定枠を設けて受け入れるためのガイドラインが作成され、自治体が参加している。2005年7月よりは、3年間で1,500名という流動的な枠組みが設けられている。3カ年の目標を見据えて、毎年デンマーク司法大臣が、その年の受入枠数と受入地域優先順位を決定する。現在の対象期間は、2014年1月1日から2016年12月31日までである。図表1は、2010年から2017年までのデンマークにおける難民受け入れ実績をまとめたものである。なお、2014年の第三国定住難民の受け入れ数として、500人中、レバノンに避難したシリア難民250名とウガンダに避難したコンゴ民主主義共和国出身の難民115名が占める。

しかしながら2016年8月30日にデンマーク政府は、第三国定住難民受け入れの一時停止を発表した。その理由として2015年の難民危機をき

かけにデンマークへの庇護申請者数が14,800名(2014年)から21,300名(2015年)と45%も増加し政府、自治体の受け入れキャパシティに余裕がなくなったから、と説明する。ただし、3年間で1500名の受け入れを予定している第三国定住難民枠は今後緊急ケース等のために活用する、とあわせて発表をしている。2017年12月現在第三国定住難民受け入れ再開の情報はない。このような状況であるため、以下、第三国定住難民受け入れに関して本稿では現地調査時(2013年)のデータをもとに調査内容を報告したい⁽³⁾。

デンマークは、受入セレクション時に社会統合に関する受入基準を導入したヨーロッパ初の国家である。難民受け入れ選考基準は、「外国人法」に明記されている。難民条約で規定される基準が第一に優先され、定住適応性が第二の基準である。適応性については、2007年の地方自治体改革を契機⁽⁴⁾に、自治体でのスムーズな定住、すなわち経済的自立あるいは高等教育への進学のための言語能力、教育就労経験、モチベーションなど7項目が存在する(図表2)。定住適応性を知るとは、難民がより幸せな生活をおくるために必要であるとされる。また、受け入れる地域の選定にも参考になる。例えば病気であれば、その治療ニーズを満たすことが可能な病院やサービスを提供できる自治体を選ぶことができる。したがって、定住適応性の項目は切捨てのために用いられているのではないと説明される。また、500枠で設定さ

図表1：デンマークにおける難民受け入れの実績（2010年～2017年10月31日）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
申請者数	5155	3806	6148	7557	14792	21316	6266	2898
条約難民	797	957	1267	1872	3913	7810	4478	1336
人道的配慮	111	121	76	65	46	25	n/a	n/a
第三国定住	494	516	468	515	344	580	n/a	n/a

(出典) デンマーク政府入国管理局

(https://www.nyidanmark.dk/-/media/Files/US/Tal-og-statistik/seneste_tal_udlaendingeomraadet_2.pdf)より作成(2010年～2017年)

図表 2：デンマークで用いられる難民の定住適応性に関する指標⁽¹⁸⁾

項目	内容
言語能力	母国語で読み書きが出来ることは最低限必要である。もし出来ない場合、規則としてデンマークの定住枠には選ばれない。しかしながら、母国語の問題だけで排除される事はない。母国語のみならず、他の言語を学んでいる、使用できることは選考の際に有利になる。デンマークに定住後も、モチベーションを持ってデンマーク語を勉強・習得できると想定されるからである。セレクションミッション時にデンマーク語が出来れば一層有利である。
教育・就労経験	教育・就労経験は重要である。しかしながら、高い学歴は必ずしも定住がうまくいくことに繋がらない。高い学歴を有する難民は、デンマークにおいて自身の経験と専門性がいかせる分野・業界で仕事を探すが、必ずしも希望通りの仕事があるとは限らない。
家族同伴	家族が一緒にいる事は最も重要な点である。たとえ家族の誰かが第三国定住基準を満たさなかったとしても、それが理由で、家族同伴を認めないという判断は容易に行えない。
子ども同伴	子ども同伴は最優先で考慮されるべきである。子ども同伴の場合、他のケースと比べてデンマーク社会での自立、定住適応が早いからである。社会ネットワークの構築という観点からも有効である。
家族以外の社会とのつながり	キャンプで構築された家族以外とのつながりは、グループ単位での第三国定住として考慮される。友人や同族等のつながりは、デンマークに移住後も個人の定住を促進するものであると期待される。
年齢	一般論として、高齢者・若年層で、親戚あるいは他の社会的なつながりがない場合、デンマークで生活するのは非常に厳しいと想定されるため、定住枠に選ばれる事は難しい。
モチベーション	デンマークで自立する、という強いモチベーションの有無は最重要項目である。仮に他の基準をみだしていなかったとしても高いモチベーションがある場合は問題にならない。当然、長いキャンプ生活の中でそういったモチベーションをはじめとし、感情を出す事が出来ない場合もある。その場合は医療枠での選考となる。

(出典) UNHCR *Resettlement Handbook*, Country Chapters, Denmark, p.5, 2013 より作成

れている緊急ケース、医療ケース、また家族全体での受入の場合にはこの適応性は問われない。

新規受入難民は、年2～3回実施されるセレクションミッションでの、移民庁とデンマーク難民協議会の面接を経て決定する。デンマークは、ヨーロッパの中でも NGO が直接セレクションミッションに参加できる二カ国あるうちのひとつである。自治体は、セレクションミッションに同行することは可能だが、その際、渡航費等は自治体持ちである。非常時、緊急、特別医療支援ケースは UNHCR の提出書類をもとに移民庁職員が審査、決定を行う。難民キャンプで行われるセレクションミッションを通じて自治体での受入までに、通常5～6ヶ月時間を必要とする。

セレクションミッション後、移民庁が受け入れ自治体および受入機関である NGO（デンマーク難民評議会、赤十字、統合サービス教会等）に新

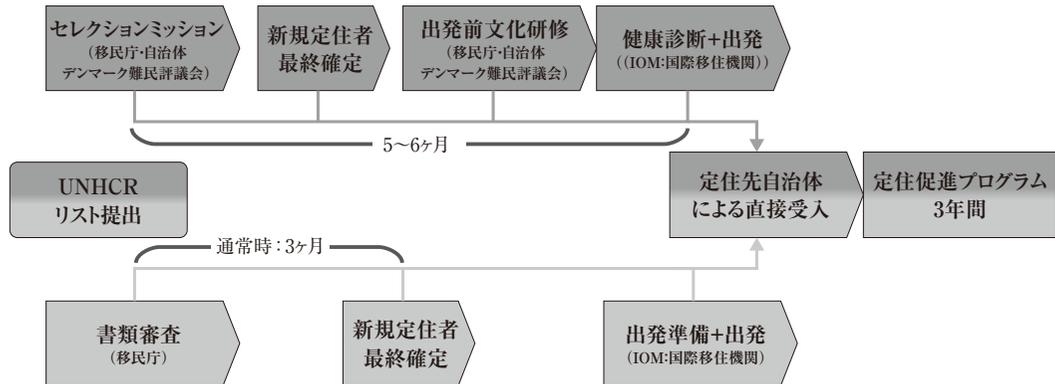
規定住難民グループ情報および、面接時で得た情報が伝えられる。同時に、事前文化研修時に得た気付きも参加者から受入関係機関に共有される。また、自治体には難民個人情報も伝えられる。特に、受入自治体に対して医療やその他特別な支援ニーズがある場合、事前に難民の承諾を得てその旨も共有される。

(2) 制度設計

難民の受け入れは、デンマーク政府の入国管理局と自治体为中心的な役割を担う。議会で受け入れ予算が承認された後、移民庁は、自治体の難民受け入れ割り当てを行う。デンマークでは、自治体の難民受け入れは義務である。難民の受け入れ後は、「統合法」にもとづいて、自治体が3カ年の定住プログラムの提供義務を負う。難民の受け入れは、同時に、定住促進プログラムの実施義務

セレクションから自治体受入まで(デンマーク)

難民キャンプ地でのセレクション



書類でのセレクション (非常時・緊急・特別医療支援TOMケース)

(出典) *Welcome to Europe! A comprehensive Guide to Resettlement* p. 153, ICMC 2013

図表 3：新規第三国定住難民のセレクションから受入までの流れ

を発生させるのである。このプログラムを運営するための予算には政府からの補助金が充てられる。受け入れ全体にかかる予算は固定されていない。年間受け入れ人数 500 名というターゲットはあるが、2005 年以降 3 年間で 1500 名を満たせば良いため、毎年の総予算額は異なる。

なお、受け入れ後の定住支援業務は、社会・児童・統合省 (Ministry of Social Affairs, Children and Integration) が担当し、就労分野は雇用省 (Ministry of Employment)、デンマーク語など教育分野では教育省 (Ministry of Education) がそれぞれ関与する。自治体は、統合法 (The Danish Integration Act) に沿って、3 年間の定住プログラムの提供義務を負う。その際には、第三国定住難民を含めた新規受入難民に応じて支払われる政府交付金を使用される。定住プログラムに参加することで得られる生活保障支援額は、個人の状況により変動するが、2011 年時点では、1 ヶ月あたり 2668 ~ 5367 クローネ (94,620 円 ~ 114,101 円) であった⁽⁵⁾。なお、上の「統合法」は、

その一つの目的として、難民を含む新規移民の就労を通じた早期の自立の達成を掲げている。また、市民や企業といった様々な社会的アクターが、彼(女)らの定住に貢献するべく参加することを目標として掲げている。

第三国定住難民を選別する際、政府は、各難民の定住適応性と自治体の受け入れ能力を検討する。その際、自治体側については、受け入れ目標数に鑑みてさらに何名の難民を受け入れなければならないか、また、住居は確保できるかなどといった見通しが考慮される。そのためコペンハーゲン市のような大都市での受け入れは行われておらず、住宅が比較的安価で確保できる郊外の小さな自治体が選ばれる。地域間での受入枠数を調整しながら、自治体は、事前に受入を希望する難民の属性等を要望する事が可能である⁽⁶⁾。難民側にとっては、候補にあがった自治体に同胞難民などの人的ネットワークを有しているか、教育・就労の機会があるか、あるいはその他に特別なニーズに対応できるかなども考慮される⁽⁷⁾。また、既

存の難民分布も考慮される。各地に難民を公平に定住させるためである。

(3) プログラム内容

デンマークでの難民定住に関わる事業は、第三国定住難民のみを対象とした出国前研修と、新しく自治体に定住した移民等にとっても参加も義務付けられている定住プログラムの二つから構成される。

(3)－1 出国前研修

難民キャンプ地でのセレクションにより受け入れが決定した難民に対して、移民庁が、現地のIOMとの協働による計画に沿って、文化オリエンテーションを実施する。研修担当スタッフは、デンマーク移民庁および司法省の職員2～3名およびデンマーク語の語学教員2～3名である。場合によっては、Danish Refugee Council（デンマーク難民協会）と受け入れ自治体の職員が参加する。オリエンテーションは5日間行われ、デンマーク語教育とデンマークの社会文化理解促進の2コースから構成される。それぞれ1レッスンが1時間であり、計10時間分行われる。デンマーク移民庁が研修費用を負担し、500名に対しての総額は、およそ22万クローネ（2014年1月現在約4150万円）⁽⁸⁾である。この金額には、難民がカルチャルオリエンテーションに参加する渡航費は含まれていない。あくまでも移民庁とデンマーク難民評議会の担当者分の旅費、およびオリエンテーションの実施費用である。受入自治体職員が参加する場合は、その費用は自治体持ちである。

(3)－2 自治体での定住定着プログラム

2007年の自治体改革以降、ほとんど自治体は出先機関であるジョブセンターを難民定住の要と

位置付け、様々なステークホルダーとの協業を通じて定住プログラムを運営している。自治体側では、雇用委員会が主要なアクターである。ある自治体職員からは、遠隔地の自治体での受入は、そもそも当該地に就労訓練機会、雇用機会が十分あるとは言えない、と指摘している。にもかかわらず、難民は最初の3年間、決められた自治体および住宅から特別な理由もしくは自治体からの許可なしに他の地域等への引越しが認められていない。理由・許可なしに移動した場合、生活保障面で大きな損失を被る可能性があるが、他自治体で雇用機会や高等教育機会を獲得した場合の移動は可能である。そのため、最初の受入は遠隔地の自治体であるが、難民は仕事や教育機会をコペンハーゲン市などの大都市で獲得している。難民の受け入れ後、健康診断は各自治体判断で行われる。その結果、疾患等発見され対応が必要な場合は、リハビリプログラムという別プログラムにて支援の提供が行われる⁽⁹⁾。

調査先のファヘ市における支援スキームは、図表4の通りである。ファヘ市の雇用委員会（Employment Committee）を中心に、ジョブセンター、教育や保健委員会、デンマーク難民協会、デンマーク赤十字、難民コミュニティ、民間企業など、各団体が有する専門性やネットワークを通じて、受入新規難民の包括的な定住促進を全面的にバックアップする。プログラム開始および内容は上述の統合法によって規定されている。例えば、18歳以上の成人の場合、自治体は、新規定住者を受け入れ後1か月以内にプログラムを開始し、就労および就学を目標とした個々の自立計画を作成する。また、新規定住者は最低20時間のデンマーク社会・文化・歴史理解促進講座、週18時間のデンマーク語授業、そして、ホスト社会における自立を目指した様々なプログラムの受講が義

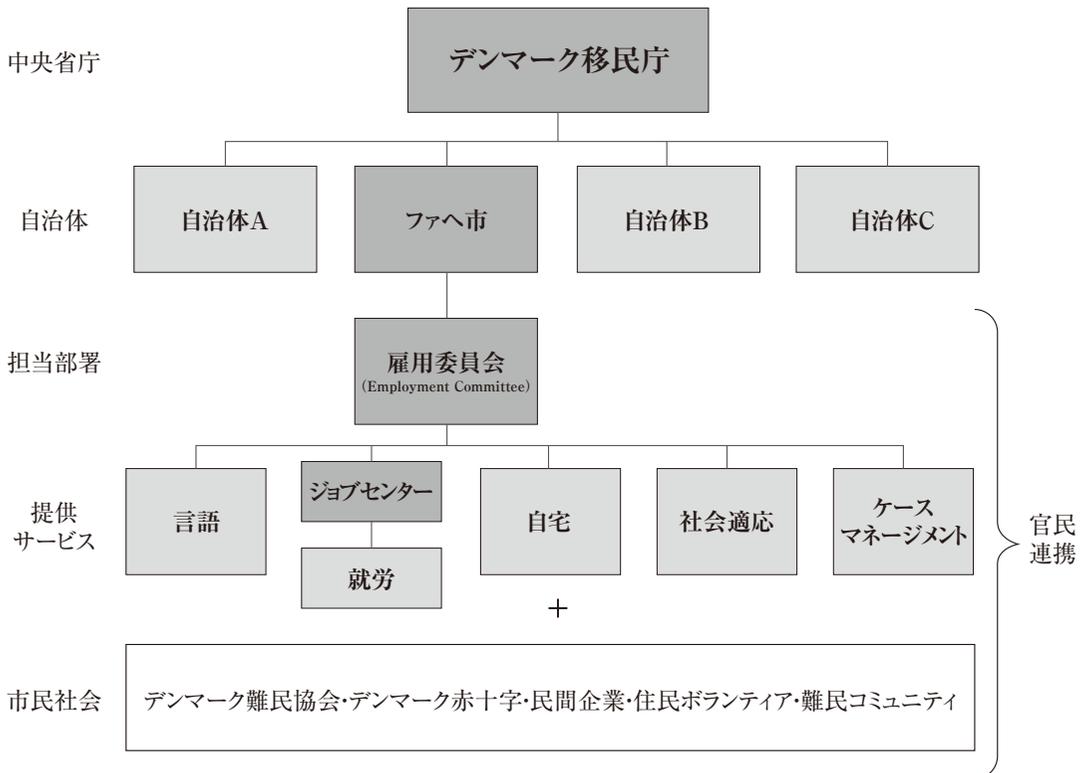
務付けられている⁽¹⁰⁾。なお語学コースは、三つにレベル分けされている。授業形態も柔軟であり、全日の通学タイプ、夜間講義、教師派遣により学びの場が提供されている。

ファヘ市では、難民が生活保障を受給する権利を得る条件として、定住プログラムへの3年間の参加義務を課している。このプログラムへの参加に先立って、難民は自治体職員であるソーシャルワーカーと面談し、自身の教育・就労バックグラウンドやスキル、今後の希望などを話し合い、「自立計画 (individual integration contract)」を作成する。プログラムの目標は、語学や一般的知識の習得を通じてデンマーク社会の理解を深めること、そして、早期の経済的自立を果たすことである。プログラムは政府の補助金によって運営され、

3年間分のデンマーク語コース、就労準備コース、デンマーク社会理解コースの3つが用意されている。これらのコースは、最低でも週30時間分提供される。そのうちデンマーク語は、週15から18時間分の割合を占める⁽¹¹⁾。

行政の硬直化した定住支援サービスでは対応できない難民の課題、ニーズが存在するため、ボランティア団体 (NPO、教会、難民コミュニティ、個人ボランティア) との協業が重要と指摘される。例えば、デンマーク難民協会では、地域のボランティア家族を良き隣人としてみたり、定住した難民家族とマッチング事業を行っている。事業内容は、1ヶ月に2回程度。良き隣人である住民ボランティアが、新規定住難民が日々の生活 (買い物・病院・文化理解) で必要なケアを提供する。

デンマーク(ファヘ市)



図表4：ファヘ市の定住支援スキーム

難民は新天地に早くなれる事が出来、必要なサービス支援機関情報を得て、最終的には自分自身の力で生活する事が最終的に期待される⁽¹²⁾。また、コペンハーゲン市は、就労機会が多いため、難民が移り住んでくる。その際、定住支援プログラムのひとつに、難民、とくに子どもたちが駆け込める場所の提供がある。主要なボランティア団体のひとつであるKIT (Church Integration Service) 法律や生活など専門のボランティアが相談員として活動しており、子どもたちの伴走者になりえる。多感な時期に新しい国で生活する子どもは社会の中で孤立感を深める危険性が高いため、こうした場所作りが重要であるという。

職業訓練の一環には、カフェも使われている(写真1)。訓練生である難民は、顧客から注文をとる接客から始め、レジヤ調理を担当する。コミュニケーション能力を伸ばすことで、ホスト社会での様々な可能性を広げることが期待されている。このカフェには、常時複数の大人がボランティアで在籍し、季節に応じて様々なイベントが企画されている。同じ難民というバックグラウンドを持っているもの同士が集まる場所の存在は、難民に安心感を与えているという。



難民は、一般的に提供されている教育及び就労準備コースに自由に参加することができる。サービス対象者として、難民と移民の違いに対する配慮はあまりない。難民の就労を促進するために、彼らのニーズに即した授業が企画されることもある。定住難民でデンマークの教育機関から入学を許可されたものは、デンマーク市民と同様に奨学金を受ける権利を有する。また、社会支援法(Social Assistance Act) が適応されることもあり、就学あるいは職業訓練中に健康や社会的理由により生活が難しくなった場合には、金銭的援助が行われる。この援助は、難民の言語あるいは文化的事情を理由に教育や就職に関する問題が発生した際にも支払われる。また条件次第では、海外のディプロマ等をデンマーク国内で認知する場合がある。それにより就労する可能性を高められると考えられている。

(4) 課題

デンマークにおける難民受入の課題としては、大きく分けて三点指摘される。第一に、長期化する定住難民の自立である。国全体の新移民に関する数値であるが、定住促進プログラム参加3年後



写真1：難民の職業訓練カフェ

Café Cadeau のウェブサイト (<http://www.cafecadeau.dk/dk/>) より

において、少なくとも6ヶ月間のパートタイム職を経験したもの、あるいは高等教育に参加したものの割合は、2000年に入国した定住者の場合は37%、2006年の場合は55.5%に留まっているとの指摘がある⁽¹³⁾。また、統合促進ベネフィット(Introductory Allowance)を受けている新しい移民が仕事を見つける、あるいは高等教育に参加するには52.5ヶ月を要するという指摘もある。国全体の平均では、45ヶ月間である。

移民庁によれば、特に第三国定住難民の場合、言葉や学歴等の問題が他の移民に比べて大きいため、定住プログラム終了後に就職可能な単純労働がほとんどないこと、また、彼らの多くの労働スキルではデンマークの最低賃金レベルに届いていない。そのため、雇用のマッチングがこんなである。就労可能な職場で最低限必要とされるスキルを獲得するには長期の教育・訓練が不可欠であり、それが自立の長期化を引き起こしているのである。また、現場のソーシャルワーカーは、就労に到るまでに難民の心身面の健康状態で解決すべき課題が存在する事も指摘している⁽¹⁴⁾。もちろん、就労だけが唯一の自立目標ではない。高等教育への進学を通じて、雇用適性の向上を図ることも推奨されている。しかしながら、言葉の壁が大きく、それさえも容易ではない。政府の分析では、

定住から8年経過した後でも、難民の就職あるいは就学率の合算は64%に留まっている(図表5)。

第二に、難民受け入れ自治体が提供できる住宅数とその自治体での雇用機会のアンバランスを原因とする自治体の負担増である。本来、移民庁は、自治体の受け入れ能力を考慮して受け入れ先を決定する。その能力は、受け入れている難民の人数や全住民における割合、社会ネットワーク、住宅数、雇用機会などに依拠している。しかし実際のところ、移民庁は、十分な住宅を用意できる自治体に新移民の受け入れを要請することが多く、当該自治体に、そこに雇用および高等教育の機会が恵まれているとは限らない。こうした事情もあり、自立までの必要期間には地域間格差が存在する。もっとも早い地域ともっとも遅い地域では、最大16.5ヶ月間の差が発生しているという⁽¹⁵⁾。難民の自立に時間がかかる自治体はそれにより受け入れのコストが増え、受け入れ能力をいっそう低下させるのではないかという悪循環が懸念されている。経済的自立に重きを置く中で、自治体サービスでは対応できない難民のニーズへのサービス提供を行うボランティア団体への過度の依存も指摘されている⁽¹⁶⁾。

第三に、(現地調査時点で)デンマーク国内に難民受け入れに関する否定的な世論が、難民の社

図表5：デンマークにおける難民の就職・就学率推移 (1997年～2006年)

		(在留資格取得後の) 滞在年数							
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
年	1999	18.7	30.2	39.5	47.2	52.0	56.0	60.0	64.0
	2000	15.2	26.4	36.7	43.8	50.4	55.3	60.0	
	2001	15.7	26.4	38.0	46.4	53.3	59.5		
	2002	17.7	30.6	42.7	52.3	59.9			
	2003	18.4	35.0	48.7	59.8				
	2004	24.1	41.0	55.5					
	2005	25.4	44.0						
	2006	29.0							

(出典) Benchmark Analysis 1999-2007 (January 2007) をもとに作成

会統合を鈍化させかねないという問題がある⁽¹⁷⁾。デンマークの難民の受け入れに関しては、中央政府と自治体と NGO 間の情報共有が受け入れ前から比較的円滑に行われているとされ、国際機関もその点を評価している。しかし 2009 年以降、第三国定住難民を含む新規移民の定住は大きく政治問題化しており、新移民に対する否定的な世論形成が進んでいる。このような環境は、デンマーク社会における難民の社会統合推進にとって大きな支障になりかねない。関連するが、政府関係者は、定住している海外出身者がデンマーク社会を担う一員になることの重要性を強調している。例えば、難民が定住宣誓書 (integration declaration) にサインをし、定住定着プログラムに参加することに理解を示していると述べる。この点については、ホスト社会への適応過程のために、政府は移民・難民に対して過度の負担を強いているとの NGO からの批判もある。

4 最後に

カルチュール 10-1 で報告をしたスウェーデンのユースダール市の難民受け入れ責任者から 2017 年 12 月にメールで連絡をもらった。その内容は、スウェーデン政府の難民受け入れ抑制政策が一層強化され結果、難民に関係する予算の大幅な削減が行われ、支援現場のサービス、および担当者数を半分以下に抑制する以外選択肢がない、というものだった。ホスト社会に定住後の難民は、自身で新たな未来を切り拓こうと自立に向けて尽力している。同時に一定期間はホスト社会の伴走者を必要とする。政策の急激な変更決定は、すでにホスト社会にいて自立まであと一歩にいる難民と地域の努力へ大きな影響があることを無視できない。難民の受け入れを一時停止する、受け入れない、その決定は多くの人たちに「もう難民のこ

とは考えなくてもいい」と思考停止をもたらすのではないか。しかし、難民問題に無関心になったからといって、無関係ではない。すでに我々は難民とともに社会を担っている。

注

- (1) ファアヘ市は、デンマークの首都コペンハーゲンから南へ車でおよそ 1 時間ほど移動した場所に位置する。人口は、2017 年の時点で、およそ 35,000 名である。ファアヘ市では、2010 年から 2017 年までの 8 年間で合計 315 名を受け入れた。25 名 (2010 年)、22 名 (2011 年)、23 名 (2012 年)、44 名 (2013 年)、54 名 (2014 年)、98 名 (2015 年) 43 名 (2016 年)、6 名 (2017 年) である。現在、第三国定住難民受け入れが一時的にストップしている。
- (2) http://www.unhcr.org/jp/global_trends_2016
- (3) <http://www.loc.gov/law/foreign-news/article/denmark-admission-of-quota-refugees-stopped-additional-measures-taken-to-limit-asylum-seekers/>
- (4) Modtagelse og integration af flygtninge i danske kommuner - en kritisk undersøgelse af danske kommuners integrationspraksis (2013), Danish Refugee Council http://amis.ku.dk/news/2013/surveyreport_drc/DFH_Rapport.pdf/
- (5) デンマーク議会資料 (<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=143945>)。
- (6) SOCIAL-OG INTEGRATIONSMINISTERIET 資料, Den gode modtagelse af flygtninge I kommunerne januar, pg 7, 2012 http://www.sm.dk/data/Dokumentertilpublikationer/Publikationer%202012/Den_gode_modtagelse_af_flygtninge_i_kommunerne/Den-gode-modtagelse.pdf
- (7) S. Hviiid-Folm, 2011, Kyoteflygtninges sundhed i Danmark pg. 3 http://rudar.ruc.dk/bitstream/1800/6033/1/Kvoteflygtninges%20h_sundhed%20i%20Danmark.pdf によると、第三国定住難民は優先的に同じ国籍を有する難民ネットワークがある、あるいは近い自治体がえらばられる、ことは少ないと指摘している。
- (8) 1 デンマーククローネ = 18.8 円 (2014 年 1 月 20 日現在) で計算 <http://info.finance.yahoo.co.jp/fx/convert/?a=2200000&s=DKK&t=JPY>
- (9) SOCIAL-OG INTEGRATIONSMINISTERIET 資料, Den gode modtagelse af flygtninge I kommunerne januar, pg 13, 2012 <http://www.sm.dk/data/Dokumentertilpublikationer/>

- Publikationer%202012/Den_gode_modtagelse_af_flygtninge_i_kommunerne/Den-gode-modtagelse.pdf
- (10) 同上
- (11) ICMC (2013) によると週 15～18 時間の割合は法律内では正確には定められていないと指摘。デンマーク政府は 2013 年 5 月に無料デンマーク語教育の時間上限を 3 年から 5 年に延長する事を決定した。
- (12) ICMC(2013) Country Chapter Denmark p. 155
- (13) Ministteriet for Flygtninge Indvandrere og integration, *Effective measurement of Danish municipalities integration policies from 1999 to 2007* p.1 March 2009
- (14) Modtagelse og integration af flygtninge i danske kommuner – en kritisk undersøgelse af danske kommuners integrationspraksis (2013), Danish Refugee Council http://amis.ku.dk/news/2013/surveyreport_drc/DFH_Rapport.pdf/
- (15) Ministteriet for Flygtninge Indvandrere og integration, *Effective measurement of Danish municipalities integration policies from 1999 to 2007* p.1 March 2009
- (16) Modtagelse og integration af flygtninge i danske kommuner – en kritisk undersøgelse af danske kommuners integrationspraksis (2013), Danish Refugee Council http://amis.ku.dk/news/2013/surveyreport_drc/DFH_Rapport.pdf/
- (17) Lisbon Sintra, *Resettlement Service Provider Training – Voluntary work in reception and integration The Danish NGO-experience*, June 29th, 2012
- (18) ICMC2013 によると、2011 年の総選挙において右派が敗北したことによって、この定住適応性は破棄されると予定と政府は宣言。しかしながら、2013 年の時点では変更されていない。また、自治体レベルでも経済的自立重視の支援スタンス、サービスが現在も継続されている。Modtagelse og integration af flygtninge i danske kommuner – en kritisk undersøgelse af danske kommuners integrationspraksis (2013), Danish Refugee Council http://amis.ku.dk/news/2013/surveyreport_drc/DFH_Rapport.pdf/